第三条中「第二条第二十四項」を「第二条第二十三項」に改める。

第十九条を第二十九条とし、第十八条を第二十八条とし、第十七条を第二十七条とする。

第十六条第二項中「第十八条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第二十六条とする。

第十五条第一項第三号中「法第二条第二項に規定する関係事業者をいう。」を削り、同条を第二十五条とし、第十四条を第二十四条とする。

第十三条第一項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を第二十三条とし、第十二条を第二十二条とし、第十一条を第二十一条とし、第十条を第二十条とする。

第九条の見出しを「（中小企業承継事業再生計画に係る特定許認可等）」に改め、同条第一項第一号中「（昭和二十三年法律第百二十八号）」を削り、同項第二号中「（昭和二十四年法律第百号）」を削り、同項第三号中「（昭和二十五年法律第百四十九号）」を削り、同項第五号中「（昭和二十六年法律第百八十三号）」を削り、同項第六号中「（昭和二十九年法律第五十一号）」を削り、同項第八号中「（昭和四十七年法律第八十八号）」を削り、同項第九号中「（平成元年法律第八十三号）」を削り、同条を第十九条とする。

第八条の見出し中「経営資源活用関連保証」を「中小企業経営資源活用関連保証」に改め、同条を第十八条とし、第七条を第十七条とする。

第六条の前の見出しを削り、同条を第十六条とし、同条の前に見出しとして「（創業関連保証に係る中小企業信用保険法の特例）」を付する。

第五条の見出し中「株式会社日本政策金融公庫法」を「損失補塡業務について株式会社日本政策金融公庫法」に改め、同条中「平成十九年法律第五十七号。」の下に「第十三条第十一号を除き、」を加え、同条の表第二十一条第一項第二号の項中「補てん」を「補塡」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の六条を加える。

（認定事業再構築等関連措置）

第十条　法第二十四条の三第一項の政令で定める措置は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一　合併、施設の相当程度の撤去若しくは設備の相当程度の廃棄（いずれも二以上の事業者により行われるものに限る。）、会社の分割、株式交換、株式移転、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け若しくは事業若しくは資産の譲渡（外国におけるこれらに相当するものを含む。）、資本の相当程度の増加（法第二条第六項に規定する経営資源融合に係るものに限る。）、他の会社の株式の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者（同条第二項に規定する関係事業者をいう。以下同じ。）となる場合に限る。）、関係事業者の株式の譲渡（当該譲渡により当該関係事業者が関係事業者でなくなる場合に限る。）、外国法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人（同条第三項に規定する外国関係法人をいう。以下この号において同じ。）となる場合に限る。）、外国関係法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものの譲渡（当該譲渡により当該外国関係法人が外国関係法人でなくなる場合に限る。）、会社若しくは外国法人の設立若しくは清算又は有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。）に対する出資のいずれかを行うこと。

二　法第二条第四項第二号イからホまでに掲げるもののいずれか又はこれらに準ずるものを行うこと。

（株式会社日本政策金融公庫法施行令の適用）

第十一条　事業再構築等促進円滑化業務（法第二十四条の三第一項に規定する事業再構築等促進円滑化業務をいう。）が行われる場合には、株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）第三十条第一項並びに第三十一条第一項各号及び第二項中「法第五十九条第一項」とあるのは、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十四条の三第二項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項」とする。

（指定金融機関）

第十二条　法第二十四条の五第一項第一号の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

一　銀行

二　長期信用銀行

三　信用金庫及び信用金庫連合会

四　信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。第十四条第一号において同じ。）

五　労働金庫及び労働金庫連合会

六　農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。第十四条第三号において同じ。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。第十四条第三号において同じ。）

七　漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。第十四条第三号において同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。第十四条第三号において同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。第十四条第三号において同じ。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。第十四条第三号において同じ。）

八　農林中央金庫

九　株式会社商工組合中央金庫

十　株式会社日本政策投資銀行

（指定金融機関の指定の基準となる法律）

第十三条　法第二十四条の五第四項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　農業協同組合法

二　水産業協同組合法

三　中小企業等協同組合法

四　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）

五　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）

六　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）

七　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）

八　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）

九　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法

十　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）

十一　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第七十四号）

十二　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第八十五号）

十三　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）

（内閣総理大臣等への通知）

第十四条　主務大臣は、法第二十四条の五第一項の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）、法第二十四条の七第一項の認可、同条第二項若しくは法第二十四条の十の規定による命令若しくは法第二十四条の十二第一項の規定による指定の取消し（以下この条において「処分」と総称する。）をしたとき、又は法第二十四条の十一第一項の規定による届出（以下この条において単に「届出」という。）を受理したときは、速やかに、その旨を、当該処分を受け、又は届出を行った指定金融機関が次の各号に掲げるものである場合の区分に応じ、当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一　銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合及び協同組合連合会　内閣総理大臣

二　労働金庫及び労働金庫連合会　内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三　農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び農林中央金庫　農林水産大臣及び内閣総理大臣

四　株式会社商工組合中央金庫　経済産業大臣、財務大臣及び内閣総理大臣

五　株式会社日本政策投資銀行　財務大臣（株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法第九条第一項の承認を受けた場合にあっては、財務大臣及び内閣総理大臣）